

入札説明書

令和 7 年 7 月 14 日
上下水道部下水道施設課

- 1 業務名称 公共下水道管改築工事（第 6 工区）
- 2 業務箇所 狭山市 柏原 外地内
- 3 業務期間 契約日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- 4 業務概要

管きょ更生工	内径 $\Phi 250$	L = 39 m
管きょ更生工	内径 $\Phi 350$	L = 55 m
管きょ更生工	内径 $\Phi 400$	L = 7 m
管布設工	内径 $\Phi 250$ (VU)	L = 40 m
付帯工	一式	
構造物撤去工	一式	
舗装工 (t=4cm)	A = 120 m ²	
舗装工 (t=19cm)	A = 45 m ²	
区画線工	一式	
- 5 業務範囲 設計図書の書入れ範囲とする。ただし、設計図書に書入れが無くとも、本業務の完成に必要なものは本業務内に含むものとする。
- 6 施工上の諸注意
 - ・ 工事の施工に際し設計図書を把握し、埼玉県土木工事实務要覧に則り施工すること。また、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等の関係法令を遵守し、安全管理、工程管理、品質管理等遺漏のないよう万全を期すること。
 - ・ 工事周辺道路については、関係部署と十分協議するとともに誘導員を適切に配置し、事故防止に努めること。
 - ・ 官民境界杭等については工事着手前に地権者と確認し、十分注意すること。
 - ・ 担当者との連絡は、密に行うこと。
 - ・ 現場着手前に施工計画書、材料承認願を提出すること。
 - ・ 工期は厳守すること。
 - ・ 安全管理に努めること。
7. その他
 - ・ 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ・ 本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

8. 設計図書に関する質疑回答

質問方法 質問がある場合には、電子入札システムにより提出してください

受付日時 令和7年7月17日（木） 午前10時まで

回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。

回答日時 令和7年7月23日（水） 午前10時から